

1. 件名：「日本原燃(株)の再処理施設、MOX施設、濃縮施設、廃棄物管理施設及び廃棄物埋設施設における保安規定(変更)認可申請に関するヒアリング」

2. 日時：令和2年6月3日(水) 14時20分～16時00分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、猪俣主任安全審査官、菅生主任安全審査官、古田安全審査専門職、二平審査チーム員

核燃料施設等監視部門

熊谷統括監視指導官、赤澤主任監視指導官、関主任監視指導官

専門検査部門

小坂企画調査官、新潟検査技術専門職

日本原燃(株)

濃縮事業部 ウラン濃縮工場 濃縮運転部長 他10名

5. 要旨

(1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、令和2年6月1日付けで申請された、再処理施設、MOX施設、濃縮施設、廃棄物管理施設及び廃棄物埋設施設の保安規定(変更)認可申請の概要について当日提出資料に基づき説明を受け、原子力規制庁から、以下の点について説明するよう求めた。

- ・ 検査制度の見直しに伴い改正された基準に対し、条文の変更が不要である部分についても明記するなど、改正された基準や規則との対応状況について整理して説明すること。
- ・ 事業間で異なる対応となっている事項について、その理由と基準との対応関係を整理して説明すること。MOX施設の申請で、今回具体的な規定を設けない事項については、当該事項を定める時期が災害の防止上支障がないように規定されている必要があり、その考え方を整理して説明すること。
- ・ 保安規定の制定及び変更部分について、許可との整合性についても整理して説明すること。

- ・ 検査制度の見直しに伴う対応以外の保安規定変更部分について、今回合わせて申請した理由等を整理して説明すること。
- ・ 品質マネジメントシステムについては、個々の条文の変更に伴い、他条文に変更が生じる可能性があるため確認すること。

(2) 日本原燃から、本日のヒアリングを踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他

提出資料

「原子力規制における検査制度の見直しに伴う保安規定(変更)認可申請の概要について」

「各施設保安規定(品質マネジメントシステム以外(主な変更))比較表」

「MOX燃料加工施設保安規定(品質マネジメントシステム計画以外)比較表」

「各施設保安規定(品質マネジメントシステム計画)比較表」